

熊本市
アライグマ防除実施計画書

令和3年3月

熊本市

目 次

1	防除の対象	1
2	防除を行う区域	1
3	防除を行う期間	1
4	防除の目標	1
5	防除の内容	1
	(1) 防除の方法	1
	ア 調査等	1
	(ア) 生息・被害状況の調査	2
	(イ) 情報収集	2
	イ 捕獲等	2
	(ア) 捕獲従事者	2
	(イ) 捕獲従事者台帳の整備	2
	(ウ) 捕獲従事者証の交付	2
	(エ) 使用するわな及び設置場所	3
	(オ) 他の野生鳥獣の繁殖支障配慮	3
	(カ) 狩猟期間延長と誤認防止	3
	(キ) わな餌の適切な使用	3
	ウ 捕獲に係る留意事項	3

(ア) 捕獲個体の取り扱い	3
(イ) 錯誤捕獲の防止	4
(ウ) 事故の発生防止	4
(エ) 感染症予防措置	4
(オ) 被害予防措置	4
(カ) 防除の進め方	5
(キ) モニタリング	5
(2) 関係法令等の遵守	5
6 防除の確認又は認定の要件	5
(1) 合意形成	5
(2) 土地所有者との調整	6
(3) 施設管理者との調整	6
7 普及啓発	6
資料	6-12
様式1：捕獲従事者台帳	
様式2：捕獲従事者証	
様式3：箱わな標識	
様式4：アライグマ捕獲記録票	
様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表	
その他参考様式：箱わな危険表示版	

アライグマ防除実施計画書

1 防除の対象

アライグマ (*Procyon lotor*)

カニクイアライグマ (*Procyon cancrivorus*)

2 防除を行う区域

熊本市内全域とする。

3 防除を行う期間

確認日～令和13年3月31日までとする。

4 防除の目標

熊本市内においては、平成22年に南区で1頭が確認されて以降、平成29年に3件、平成30年度に9件、令和元年度に19件、令和2年度に38件のアライグマが確認されており、増加傾向にある。また、近隣市町村での生息・捕獲も確認されていることから、今後、本市においても農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念される。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマに関する問題の普及・啓発、市民との協働による防除の実施、また、これらを近隣市町村・県・国等と連携しつつ進めることが重要である。

本計画は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目標として策定するものである。

5 防除の内容

(1) 防除の方法

ア 調査等

(ア) 生息・被害状況の調査

フィールドサイン調査及び自動撮影カメラ設置により生息状況及び被害状況の把握を行う。

(イ) 情報収集

一般住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努めるものとする。また、得られた情報は、防除手法の検討や普及啓発などに活用するものとする。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公表することで、市民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行うものとする。

イ 捕獲等

(ア) 捕獲従事者

捕獲に従事できる者（以下「捕獲従事者」という）は、原則として鳥獣保護管理法による狩猟免許（わな猟免許）を有する者とする。

ただし、狩猟免許を有しない市担当者職員、被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、市、猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとする。

(イ) 捕獲従事者台帳の整備

捕獲従事者の氏名、住所、狩猟免許の番号等について記載した捕獲従事者台帳（様式1）を整備するものとする。

(ウ) 捕獲従事者証の交付

捕獲従事者には、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する捕獲従事者証（様式2）を交付し、捕獲を実施する際には携帯させるものとする。

(エ) 使用するわな及び設置場所

使用するわなは、箱わなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行うものとする。

捕獲を行う際には、地域毎に可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域を設定して行う。

なお、設置する箱わなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識（様式3）を装着するものとする。

(オ) 他の野生鳥獣の繁殖支障配慮

防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

(カ) 狩猟期間延長との誤認防止

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

(キ) わな餌の適切な使用

わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

ウ 捕獲に係る留意事項

(ア) 捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は、できるだけ苦痛を与えないよう、炭酸ガスを用いるなどの殺処分を行うものとし、殺処分の実施場所は、捕獲現場か、市が定める場所に、箱わなに入れたまま運搬して実施するものとする。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲場所、日時とともにアライグマ捕獲記録票（様式4）に

記録を行い、殺処分した個体は、一般廃棄物として処分するなど適切に処理を行うものとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

ただし、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で、外来生物法第5条第1項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という）の許可を得た者から譲り受ける旨の求めがあった場合は、殺処分後に限り、譲り渡すことができるものとする。

(イ) 錯誤捕獲の防止

目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、箱わなの適正な設置場所を判断するものとする。

また、箱わなの設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとする。

(ウ) 事故の発生防止

箱わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことがないか等、周辺への安全確保を徹底する。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど、地域の事情に応じた対策を講じることとする。

(エ) 感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があることから、その取り扱いには十分注意するものとする。

殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた捕獲器、処分機材を素手で触れることのないよう留意するとともに、アライグマの入っている捕獲器を扱う際には、革手袋等を使用するものとする。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で充分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行うものとする。

(オ) 被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施し、農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととする。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止し、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図るものとする。

(カ) 防除の進め方

市が実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を実施するものとする。具体的には、アライグマの普及啓発、講習会の開催、情報の収集整理などを行い、全体的な実施計画の進行管理を行うものとする。

(キ) モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させるよう努めるものとする。

モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲従事者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施するものとし、収集した情報を、アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表（様式5）に記録するものとする。

なお、モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除実施計画の見直しを行うものとする。

(2) 関係法令等の遵守

アライグマの捕獲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく「捕獲許可」又は、外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要であることから、防除の実施に当たっては、鳥獣保護管理法や外来生物法等の関係法令を遵守して行うものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

(1) 合意形成

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努めるものとする。

(2) 土地所有者との調整

防除を行う地域の土地所有者に対して、必要に応じ防除実施内容に係る説明を行う。

(3) 施設管理者との調整

防除を行う地域に存する河川、水路等土地改良施設や緑地等の管理者に対して、防除内容に係る連絡を行う。

7 普及啓発

広報誌やホームページ等を活用し、本計画及びアライグマについての基本的な知識、分布、防除方法について周知に努めるとともに、目撃、捕獲等の情報提供を幅広く求めるものとする。

また、地域住民等を対象としたアライグマの正しい知識と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を開催するものとする。

なお、捕獲従事者以外の者がアライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとする。

様式 1 : 捕獲従事者台帳

登録番号	従事者氏名	従事者住所	講習会による登録			狩猟免許及び狩猟者登録			備考
			番号	登録日	開催地	番号	交付年月日	交付機関名	
—	(ふりがな)○○ ○○ ○○ ○○	熊本市○○区○○		令和○年○月○日		○○第○号 △△第△号	令和○年○月○日 令和○年△月△日	熊本県	
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								

様式 2 : 捕獲従事者証

第〇〇〇〇-〇〇号

熊本市アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

熊 本 市 長 大 西 一 史



住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
目 的	アライグマの捕獲
捕獲区域	熊本市
登 録 日	令和 年 月 日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

- 捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。
- アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票（様式 4）に記載し、捕獲期間終了後 30 日以内に、熊本市長に報告をしなければならない。

様式 3 : 箱わな標識

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

アライグマ・カニクイアライグマの防除

氏 名 (実施主体)	熊本市 (捕獲従事者 名)
住 所	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
連 絡 先	(電話) (担当)
確認・認定	令和 年 月 日 第 号
防除の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

様式4：アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者登録番号： ○○○○－○○○

捕獲従事者氏名： ○○ ○○

番号	所在地	地目等	箱わな番号	捕獲年月日	性別	体重	頭胴長	餌、繁殖状況等
1	熊本市○○区○○	果樹園	○○○○	令和○年○月○日	オス	○○kg	○○cm	コーン菓子を使用。未繁殖。
2						kg	cm	
3						kg	cm	
4						kg	cm	
5						kg	cm	
6						kg	cm	
7						kg	cm	
8						kg	cm	
9						kg	cm	
10						kg	cm	

依頼事項

- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
- ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
- ・箱わな番号は、市町ごとの箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
- ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さを指します。

様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表

No	識別番号	年度	確認年月日	痕跡/ 目撃/ 被害/ 捕獲	所在地	地目等	メッシュコー ード(わか れば記入)	捕獲の場合に記入のこと					備考 (捕獲以外の行動や痕跡の種 類、被害状況等を記入)
								箱わな番号	雌雄	体重	頭胴長	繁殖状況	
1	〇〇〇		令和〇年〇月〇日	捕獲	熊本市〇〇区〇〇	果樹園	00000000	〇〇〇	オス	〇〇kg	〇〇cm	妊娠	餌はコーン菓子
2	〇〇〇		令和〇年〇月〇日	目撃	熊本市〇〇区〇〇	水田	00000000	—	—	—	—	—	田んぼの中で足跡を発見

危険！ さわらないで！！

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。

現在、特定外来生物であるアライグマを捕獲中ですので、ご協力をお願いいたします。



連絡先

捕獲実施主体者名：熊本市環境局環境共生課

住 所：熊本市中央区手取本町1番1号

電 話：096-328-2352